

協同の叢見

第 297 号

2017.8

きょうどうのはっけん



法制化時代、協同労働を地域づくりに活かすこと ①

◎馬場 義竜

ワーカーズコープの組織づくりと「協同労働の協同組合」の社会化の課題と展望
 —はんしんワーカーズコープを立ち上げた経験から—

◎大津 清次 持続可能な町づくりの実践と協同労働への期待

◎山口 豪 市民主体の協同労働と、その実践から見てこれからの仕事おこしを考える
 —広島市「協同労働」プラットフォーム事業を事例に—

◎小山 展弘 「協同労働の協同組合」法制化への想い

◎島村 博 市民的統治制度の生成 —協同組合（法）制度を素材として—(2)

■一般社団法人協同総合研究所第5回(通算27回)通常総会 報告

■巻頭言

島村 博 自らを社会となす



一般社団法人 協同総合研究所
 JAPAN INSTITUTE OF CO-OPERATIVE RESEARCH

題字 / 藤原 桂州

協同の発見

第297号 2017.8

特集 法制化時代、協同労働を地域づくりに活かすこと①

目次

巻頭言

自らを社会となす	2
島村 博(協同総合研究所 理事長)	

特集

法制化時代、協同労働を地域づくりに活かすこと①

• ワーカーズコープの組織づくりと 「協同労働の協同組合」の社会化の課題と展望 — はんしんワーカーズコープを立ち上げた経験から —	8
馬場 義竜(はんしんワーカーズコープ 代表理事/会員)	
• 持続可能な町づくりの実践と協同労働への期待 大津 清次(地域協同組合無茶々園 専務理事/会員)	24
• 市民主体の協同労働と、その実践から見てこれからの仕事おこしを考える — 広島市「協同労働」プラットフォーム事業を事例に —	32
山口 豪(NPO法人ワーカーズコープひろしま北部地域福祉事業所 広島市「協同労働」プラットフォーム統括コーディネーター)	
• 「協同労働の協同組合」法制化への想い	53
小山 展弘(衆議院議員民進党静岡県第三区総支部長/協同組合振興議員連盟 事務局長)	
• 市民的統治制度の生成 —協同組合(法)制度を素材として—(2)	56
島村 博(協同総合研究所 理事長)	

一般社団法人協同総合研究所第5回(通算27回)通常総会 報告	64
--------------------------------------	----

労協連だより 田嶋 康利	101
--------------------	-----

研究所だより 利根川 徳	103
--------------------	-----



巻頭言

自らを社会となす

島村 博(協同総合研究所 理事長)

日本労働者協同組合連合会理事長の座を退くにあたり永戸祐三は、「自らを社会となす」との含蓄に富む言葉を我々に残した。「自ら」すなわち「我」と「社会」とを繋ぐには幾つかの水準の概念を必要とする。彼の離任の弁は、1)社会の発見、2)人と人との関係の総体としての社会、3)近代市民革命以降の社会で支配的な関係の属性、4)それと対抗する協同労働運動、5)その社会化、という概念連関を定言命的に縮約したものではないか。むろん、こうした脈絡で思考を展開しても主観的解釈に止まり、本人の意を体することとなるか否かは定かではないが、実り多い論議が起きることを期待し筆を執る次第である。

欧州での思想史を紐解くと、人が社会という観念に出会うまでに、「哲学と神学、理性と権威の総合的体系を確立したトマス・アキナスの神学が解体され……「信仰」から切り離された「知」が、感覚的認識を通して経験される個物と測定可能な事象間の法則の発見のうちに、自らが機能する地平を

獲得する」*¹理性の信仰からの自立化、主客二元世界の認識主体としての個人を発見した17世紀のデカルトの哲学を待たなければならなかったことが窺い知れる。しかも、神の啓示の通訳者である教会の権威をもってしても死の影が地上を覆い尽くす時代(30年戦争1618~1648)に終止符を打つことが叶わなかったことは、世俗での救済は、祈りや説教壇上からの社会教育によってではなく、世俗の秩序の改革によってしか為し得ないのだと感得させることになる。

位階司祭を必要としない神への祈り(「万人司祭」をもたらした宗教改革、16世紀)は理性の担い手としての個人を、デカルト哲学は個としての己に対する社会の客体的存在性を、30年戦争はそうした社会を人が形作り、変革する主体としての人間なるものを自覚させる歴史的契機となった、と言い換えてもよいだろう。それにつれ、地上での悲惨は、〈神一人〉関係内での人の原罪に起因し、またそれ故の懲罰ではなく、地上世界の秩序の悪きさまとして

*1 上智大学中世思想研究所、研究機構フェスティバル、「中世における信仰と知」(PDF)

秩序そのものの存立根拠の発見へと叡智を導き、それは、一方で、生成する具体的秩序の合理性と必然性について論究する国際法論、市民政府論、社会契約論をもたらし、他方で、現にある秩序そのものの分析(18世紀～19世紀末の哲学、経済学、社会学等)に結実する。

16世紀半ば以来19世紀末までのこうした人間の英知の歴史の総括者、A・スミス、W・ヘーゲル、K・マルクスらが語りかける事柄とは、社会とはその構成員らを取り結ぶ物質的生産と交換の関係であって、これらの関係を規定するものは生産諸手段の所有関係であり、その性質である、というものである。

封建的諸関係の時代が過ぎ去った後、近代以降における諸関係の支配的在り方は、生産諸手段の私的所有、生産および生産物の私的性格、かかる生産物を社会的存在へと媒介する商品交換関係、労働力の所有者と生産諸手段の所有者にして労働と生産諸手段を結合させる生産・労働の組織者(賃労働—資本)の関係において示される。ここにおいて成立する労資関係は契約関係に媒介され、かつ、この関係の中で「転回した領有法則」が貫徹する。労資の間における市民的な形式的平等に媒介され搾取関係が成立する。

19世紀になって、地上の悲惨を原罪に由来し、半理性人に止まる人間の悔い改めざる心性の表れとする見方、慈善や信仰に立ち戻らせることによるその解消、一言で言えば、教会制度及び敬虔な信徒らによる恩寵patronageは次第に影響力を失ってゆく。教会の側においてすら、悲惨は使用者による労働者の過酷な搾取に由来し、その根源が賃労働—資本という私的生産関係にあり、個人における道徳心、自制心の欠如という次元の問題ではなく、上述した関係の「支配的在り方」の現象、すなわち「社会問題」であるとする了解が浸透する*2。それは、やがて社会(的)カトリシズムとして知られることになるが、レオ13世の1891年回勅「資本と労働の権利及び義務」、ピウス11世の1931年回勅「40年めにして」Quadragesimo annoにおいて危機感もあらわな警告をもって語られることになる。ちなみに、「社会(的)経済」という発想は、こうした思潮の中にその登場が意味づけられる。

信仰の側でのこうした世界了解の変遷は、地上の側での認識と実践の変貌に相即する。パリ・コミュニオンへの衝撃、すなわち労使の敵対的關係がやがて社会の分解を招くとする危機意識が社会カトリシズムの登場を促したように、地上の側では、19世紀70年前後より、

*2 1860年代～1890年代の社会カトリック派について最近のものとして、中島太郎『「ブヴァールとベキュシェ」における社会的カトリシズム』アルシーブ学会誌『フランス語フランス文学研究』第109号、2016年。

労働者運動すなわち生産労働者協同組合運動と労働運動の成果として、社会法の整備への前進が労働組合の放任を端著として開始される*3。

19世紀は経済・産業政策において営業の自由が導き手となった、20世紀は社会政策において結社の自由が拡大していった、19世紀初頭に国家の高権的介入が抑制される市民法の世界が規範化され、二つの世紀の転換期において労働者の保護法、社会法の時代が幕を開け、先の大戦後に「人たるに値する生活と調和する労働条件」(例。労働基準法第1条)の下での働き方(ディーセント・ワーク)が公序として意識される時代が到来する。

しかし、そうした時代は、「オイル・ショック」として語られるOPEC(石油輸出国機構)による原油価格の引き上げ(1973,1979)に端を発する世界同時不況(又はスタグフレーション)の到来、そして80年代の半ばに露わとなる社会主義の体制的危機と連鎖的崩壊のさ中に幕引きが始められる。かつて「第四世界」、「南アフリカ化」として語られた現象(極貧困)は資本主義の周縁における特殊な現象ではなくなり、中心においても、しかも、「中流」と意識された働く階層をとらえ始め、この流れを社会国家からの離脱(規制緩和という社会法の無効化の流れ)政策によ

り推進する新自由主義が世界を席卷していくからである。

こうした史的退行は、同時に、この世の悲惨を私的問題にすり替え、個人責任に帰し、貧困を市民的生活態習慣の欠如とする神学的社会観念の再興によっても特徴づけられる。

社会法が無効化されてゆくこの時代、社会関係は、19世紀半ば以前のな、労働の非正規化によって特徴づけられる賃労働—資本関係を支配的現れとする。それは新しい神学的社会観念に与する側の意識、「今だけ、自分だけ、金だけ」において素朴に露わである。

営利、己一個の利益を祭壇に祭る支配的社会関係(この意識的反映は「金の切れ目が縁の切れ目」)に協同労働の実現とその制度化が対抗する。

協同労働企業における働き方は、働く者自身が協同で労働条件を決めることのできる働き方であって、それは、賃労働—資本の関係として成立する労働市場における働き方と相違し、協同で出資をして組合員と成り企業資本を形成し、かかる地位において共益権を行使して使用者—労働者関係を形成し規律する権限の現れである。そこで形成される労働条件は、組合を設立し、あるいは加入する者らの共通の願い、すなわち「人たるに値する働き方」の実現を核心的動機とするものであり、

*3 19世紀半ば以降よりの労使関係にまつわる法制度の概観は、本誌第296号、2017年に掲載した拙稿「レジュメ「市民的統治制度の生成(1)」」を参照されたい。

こうしたシステムの下での働き方は、協同組合を含め他のすべての企業において実現されることがないものである。他の企業では、労働コストは社員に給付される利益・分配する剰余と相反関係に立つからである。端的に言えば、他の企業すべてにおいて賃労働—資本関係という非親和的關係が成立するのに引き換え、協同労働企業では上記の核心的動機により連帯する働く者らの關係が現出する。

かくして、「我」とは「人たるに値する」社會關係を構築するために協同連帯する「我と我」で、その社會化とは協同労働の普及を意味する。法制化はこうした社會化の最初の一階梯に位置する。

協同労働企業には、商品＝貨幣關係としての賃労働—資本關係はすでに存在しない。こうした働き方を全社會に浸透普及させること、それは、連帯協同し合うことを屬性とする「人と人と

の關係」すなわち「社會」を拡大し主たるものとすることである。それは、現に存する支配的社會關係である「商品＝貨幣關係としての賃労働—資本關係」、こうした意義での市場を従たる社會關係に移し替えてゆくということであり、K・ポラニーの歴史把握すなわち資本制の市場經濟の成立とは「市場に社會が呑みこまれた」ことを言うとの響に倣うと、市場より社會を次第に剥ぎ取り、社會それ自身の領域を拡大してゆくことを意味しよう。むろん、単一のウクライド*4からなる社會というものは存在しないので、領域の拡大とは、既に存する各種の地域通貨や互酬といった非市場的關係を強化發展させることも含意する。

「自らを社會となす」ことはプロセスであって、法制化はその第一歩にすぎず、目的たる社會化は遠大なテーマである。

*4 уклад 制度の意であるが、「ウクライド」一語で經濟制度の意義を慣行的にもたせている。発音は「ウクラート」であるが「ウクライド」と慣用読みする。資本制の市場經濟の下でも非市場的關係（家族内や集落内での互酬的關係）は多々存在し、支配的關係もそれを一つの足場として機能している。

協同総合研究所は、労働者、市民が自らの力で自律的に仕事と生活の豊かさを求める活動を支援するシンクタンクです。わが国にも「大量失業の時代」が到来する中で、労働者、市民が自主的に仕事おこしをする労働者協同組合(ワーカーズコープ)への注目が増えています。研究所は、わが国唯一の「労働者協同組合」に関する専門研究機関です。



研究活動をネットワークし、蓄積された情報を資源として支援する「協同の発見」を会員のみなさまに毎月お届けいたします。